

# 「墨田区国民保護計画」の概要

## 第1編 総論

### (1) 本計画の位置付け

国民保護法その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」及び「都国民保護計画」を踏まえ、武力攻撃事態等における国民保護措置に関する大枠を示す指針として、本計画を作成する。

区は、本計画に基づき、具体的な運用のために必要なマニュアル等を整備する。

### (2) 他計画との関連

本計画に定めのない事項については、「墨田区危機管理基本計画」及び「墨田区地域防災計画」の定め例により対応する。

### (3) 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置の実施に当たり、基本的人権の尊重や国民の権利利益の迅速な救済など9項目を基本方針とする。

### (4) 区の地理的、社会的特徴

国民保護措置の実施に当たり、考慮しておくべき区の地理的、社会的特性について挙げるとともに、その留意点について特記した。

### (5) 本計画が対象とする事態

都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を本計画の対象とする。

## 第2編 平素からの備え

### (1) 区における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、24時間即応が可能な体制や、事態の状況に応じた初動体制、職員配備基準等、必要な組織・体制を整備する。

### (2) 関係機関との連携体制の整備

国、都、警察、消防、近接区、指定公共機関、事業所、住民防災組織等との連携体制を整備する。

### (3) 情報収集・提供等の体制整備

国民保護に関する情報収集・提供、警報の内容の伝達、被災情報の収集・連絡等の体制について、防災における体制を活用するほか、安否情報の収集、整理及び提供に関する体制を整備する。

### (4) 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用する特殊標章等の交付等に係る体制を整備する。

### (5) 研修及び訓練

職員に対する研修を通じて、国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める。

### (6) 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する備え

避難及び救援に関する基礎的資料を準備するとともに、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。また、避難住民や緊急物資の輸送体制を整備するよう努める。

### (7) 物資及び資材の備蓄、整備

国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるものとし、特に必要となるものについては、都及び関係機関の整備状況等も踏まえ、新たに備蓄、調達に努める。

### (8) 国民保護に関する啓発

国民保護に関する啓発を行うとともに、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等について周知を図る。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### (1) 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

事態認定前又は国民保護対策本部設置指定前において具体的な被害が発生した等の場合には、「危

機情報収集体制」、「危機管理連絡会議」、「危機管理対策本部」又は「災害対策本部」を設置し、初動措置をとる。

## (2) 国民保護対策本部の設置等

国から国民保護対策本部の設置指定があった場合には、直ちに「国民保護対策本部」を設置し、国、都、他区市町村、指定公共機関等関係機関と相互に密接に連携し、区の区域における国民保護措置を総合的に推進する。

## (3) 警報の内容の伝達等

都から警報の内容の通知を受けた場合は、防災行政無線等により、速やかに住民等にその内容を伝達するとともに、区の他の執行機関等に対し、警報の内容を通知する。

## (4) 避難住民の誘導等

都から避難の指示を受けた場合は、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民等に迅速に伝達するとともに、避難実施要領を策定し、避難住民を避難先地域まで誘導する。

## (5) 救援

都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密に連携を図りながら、避難住民や被災住民に対し、避難所の開設、食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与、医療の提供及び助産等の救援を実施する。

## (6) 安否情報の収集・提供

避難住民や負傷又は死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から収集するとともに、当該情報を都へ報告する。また、住民からの安否情報の照会に対して、照会をしようとする者の本人確認を行うとともに、照会の目的を確認の上、回答する。

なお、安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いには十分留意する。

## (7) 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。また、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

## (8) NBC攻撃による災害への対処

国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、退避の指示や警戒区域の設定など初動的な応急措置を講ずる。

## 第4編 復旧等

### (1) 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

### (2) 武力攻撃災害の復旧

国が示す方針に従って都と連携して実施する。

## 第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

### (1) 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。

### (2) 初動対応力の強化

大規模テロ等が突発的に発生することを考慮し、対処マニュアルを整備するなど、大規模集客施設等の管理者、警察、消防等が連携協力して対処する体制を構築し、初動対応力の強化を図る。

### (3) 発生時の対処

大規模テロ等が発生した場合は、国による緊急対処事態対策本部の設置の指定が行われていない段階であっても、災害対策の仕組みを最大限に活用して対処する等により、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。